

大学等研究者対象セミナー開催のご案内



デザインブランドの構築

～造形デザインの保護と権利活用のための諸制度について～

工業製品について、高付加価値化や差別化によって競争力強化を図る手段として、デザイン開発が、企業の経営戦略としても着目されています。

大学及び公的研究機関においても、研究成果の実現に際して魅力的なデザインを施すことによって、着目されるイメージ戦略を展開することが、研究成果の流通、浸透を促し更なる成果の創出につながるものと思われます。

このデザイン（意匠）による製品イメージの確立・維持には、技術的な側面の権利化と同様に、意匠を保護している知的財産権各制度を利用した戦略的な権利化や、効率的な保護を図ることが課題となります。

本セミナーでは、大学及び公的研究機関の研究者を対象として、デザインの保護を巡る、意匠制度を中心とした知的財産権制度の基礎知識と共に、実務に即した戦略的な制度活用のポイントについて、具体例を通じて解説します。

是非、この機会に多数の方のご参加をお待ちしております。

日 時：平成22年12月1日(水) 14:00～16:00
(受付13:30～)

場 所：長野県工業技術総合センター
環境・情報技術部門 情報棟2F研修室
(長野県松本市野溝西1-7-7)

講 師：京橋知財事務所 弁理士 梅澤 修 氏

定 員：25名

対 象：公的機関研究者、大学教職員、企業研究者等

お申込方法：裏面の参加申込書にご記入の上、FAXにてお申込ください。

参加無料

主催：広域関東圏知的財産戦略本部（関東経済産業局）特許庁

共催：長野県

実施機関・お問合せ先：財団法人 経済産業調査会 業務部

TEL：03-3535-4881 FAX：03-3535-4887

ホームページ：<http://www.chosakai.or.jp/>

開催内容

- (1) 造形デザインに関する保護の制度の概要
 意匠法 商標法(立体商標) 著作権法(応用美術) 不正競争防止法(商品等表示、商品形態模倣)
- (2) 制度活用の実例(侵害事件等)
 意匠権 商標権(立体商標) 著作権法(応用美術) 不正競争防止法(商品等表示、商品形態模倣)
- (3) 意匠と商標
 意匠の類似と商標の類似 立体商標の登録要件(商標法3条1項3号と商標法3条2項)

会場案内図



交通案内

JR 松本駅からタクシーで約 15 分 (3.5km)

松本電鉄、松本駅バスターミナル5番線乗り場からバス「朝日線」約 15 分
 「石芝町」下車徒歩 3 分

長野自動車道「塩尻北」インターから 15 分 (6km)

長野自動車道「松本」インターから 20 分 (6km)

参加申込書

F A X 03-3535-4887

財団法人 経済産業調査会 業務部 行

12月1日(水)長野県工業技術総合センター 環境・情報技術部門 開催

「平成22年度 大学等研究者対象セミナー」

デザインブランドの構築 ～造形デザインの保護と権利活用のための諸制度について～

大学名・機関名			
電話番号	F A X		
所属部署名	役職名	参加者氏名	

S個人情報保護法により、ご記入いただいた情報については、主催者において本セミナー実施、今後のセミナー等のご案内にのみ使用され、またお客様の了解なく第三者に譲渡、漏洩される事はありません。

お願い事項

事前申込みによる先着順です。お早めにお申し込みください。

申込受諾のご連絡はいたしませんので、直接会場へお越しください。(満員の場合にはご連絡いたします。)

